

眼鏡市場ギフトカード利用約款

第1条 目的

本約款は株式会社メガネトップ（以下「当社」という）が発行する以下に定義する眼鏡市場ギフトカードのご利用について規定するもので、眼鏡市場ギフトカードの利用者（以下「お客様」という）は本約款に従ってお取引いただくものとします。

第2条 定義

本約款において使用する語句の定義は、別途定義されない限り、次の通りとします。

■眼鏡市場ギフトカード（使い切りタイプ）

当社発行のプリペイドカードで、貨幣価値を電子的データに代えて、あらかじめ入金された金額をもって当社指定の店舗において商品を購入することができる機能を備えたもの（以下「カード」という）。

■商品

当社指定店舗にて販売する商品（メガネトップギフトカードおよび眼鏡市場ギフトカードを除く）。

第3条 ご利用いただける店舗

カードは「眼鏡市場ギフトカード取扱店」の表示がある店舗（以下「カード取扱店」）でのお買い物にご利用いただけるものといたします。具体的なカード取扱店及び場所につきましては、本約款末尾に記載されたカードに関するお問合せ電話番号にてお尋ねいただくか、または当社ホームページにてご覧いただくことが可能です。

第4条 カードの発行

- カードは、カード取扱店において発行するものといたします。
- 発行にあたっては、必ずお客様からカードへご入金いただくものとします。

第5条 入金の方法

- カードへの入金は、カード取扱店にて承るものとします。
- カードへの入金は現金の他、当社の指定する支払方法によって行うことができます。
- カードへの入金は、当社の指定する金額での入金が可能です。
- 1枚のカードに入金できる上限額は100,000円です。

第6条 商品の購入方法

- カードにて商品をご購入される場合は、カード取扱店内のレジでカードをお渡しいただくものとします。カードに入金された金額から商品購入合計額を差し引くことにより、金銭にて商品購入合計額をお支払いいただいた場合と同様の効果が生じます。この場合、商品購入合計額及びお支払後のカード残高はレシートに表示されますのでお客様はそれらに誤りがないことを確認するものとします。
- お支払の際にカードを複数枚ご使用いただくこともできますが、一度のお支払にご使用いただける枚数は3枚までとします。
- お渡しいただいたカードの残高が商品購入合計額に満たない場合は、不足額を現金もしくは当社の指定する支払方法によりお支払いいただくものとします。
- カードを複数枚お持ちであっても、各カードの残高を1枚のカードに統合することはできません。

第7条 カード残高の確認方法

- カードの残高は、レシートに表示される他、インターネット上の当社ホームページにアクセスしていただき、ご自身でご確認していただくことも出来ます。
- カード取扱店にて残高を確認される場合には、残高を確認されたいカードをレジまでお持ちいただくものとします。
- 当社ホームページにて残高を確認される場合は、カード裏面に記載された16桁のカード番号と4桁のPIN番号（スクラッチ加工されている場合はコインなどでスクラッチ加工部分を軽くこすっていただく）と4桁の番号が現れます）の入力が必要です。
- 当社ホームページにおいては、残高の他、ご利用の履歴確認も可能です。但し、システムの都合上、ホームページ上で表示することのできる履歴内容・履歴件数は当社が定めるところによります。
- 有効期限を過ぎたカードの残高は確認できません。 <裏面に続く>

第8条 カードの換金

カードの換金はできません。但し、当社が社会情勢の変化、法令の改廃、その他当社の都合によりカードの取扱を全面的に廃止する旨、当社が決定した場合は、例外的に、お客様は当社に対してカード残高の返金を求めることができるものとし、当社所定の方法により残高を確認したうえで、残高を返金いたします。その際、返金後のカードは混乱を避けるため、当社にお引渡しいただくものとします。

第9条 再発行

- カードを紛失した場合、もしくは盗難、改竄された場合、またはお客様の許可なく第三者に使用された場合であっても、カード機能の停止、返金、または再発行はいたしません。
- カードやカードの機能を破損することがありますので、カードを汚損したり、折り曲げたり、磁気に近づけたりしないでください。カードやカードの機能を破損した場合は、破損の原因が故意に基づかないことが明らかで、カードの磁気情報またはカード裏面に記載されているカード番号が判読可能な場合に限り、当社の判断により、残高を移行させた新しいカードを発行することができるものとします。その際、当社は新しいカードと交換で旧カードの引渡しを求めることができるものとします。なお、新しいカードの発行にあたっては、カードの図柄及び属性は当社が指定させていただくものとし、お客様は異議を述べないものとします。返金対応はいたしません。

第10条 取り扱い

カードやカードの機能を破損することがありますので、カードを汚損したり、折り曲げたり、磁気に近づけたりしないでください。

第11条 不正な取得・利用等

- 次のいずれかに該当するときは、当社はお客様にカードのご利用をお断わりし、カード自体を失効扱いとしたうえで、お客様のカードを当社にお引渡しいただくものとします。
 - お客様が、不正な方法によりカードを取得し、また、不正な方法により取得されたカードであることを知って使用した場合
 - カードが改竄、偽造、または変造されたものである場合
 - 本約款に違反した場合
 - その他、本カードが不正に利用された場合
- 前項各号の疑いがある場合、当社は調査のため、一時的にカードをお預りできるものとします。
- なお、本条1項においてカード自体が失効した場合、当社は当該カードの交換・再発行・返金等には一切応じません。また、カードに関する登録データは、当社の判断で消去・抹消させていただきます。

第12条 カードの有効期限

カード発行日より3年とし、カードに有効期限が記載ある場合はその期限が適用されます。有効期限を過ぎた場合、残高の有無に関わらずそのカードは無効となり、残高の返金はしないものとします。

第13条 カード利用の一時停止

カードに関するシステムの設計・管理には万全を期しておりますが、停電、システム障害、メンテナンス、カード偽造等に対する安全管理、その他やむをえない事情によりカード取扱店の一部または全店において、当社は予告なくカードのご利用内容の一部または全てにつき一時的に停止できるものとします。その際、カードがご利用いただけないことから不利益または損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負いません。

第14条 担保設定の禁止

カードへの質権等担保権の設定はできないものとします。また、お客様が本規定に違反した場合には、当該違反から生じるトラブル等に当社は一切責任を負いません。

第15条 催事

当社が催事に参加もしくは催事を開催する場合（プロモーション等を含む）は、第4条、第5条及び第12条の規程にかかわらず、当社が予め指定する金額を入金したカードを用意することができるものとします。

第16条 約款の改訂

- 当社は当社の判断において予告無く本約款を変更することができるものとします。
- 本約款を変更する場合、当社はカード取扱店において変更後の約款を当社所定の期間備え付けるものとし、新約款に記載された改定適用日以降の取引においては、新約款が適用されるものとします。

第17条 裁判管轄

本約款に基づく取引に関して当社との間に紛争が生じた場合、当社の本店を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を専属管轄裁判所とするものとします。

カードに関するお問い合わせは	または tel. 054-275-5001
 0120-006855	(受付時間 10:00～18:00土日祝除く)